環境省
Ministry of the Environment

脱炭素先行地域に関する募集及び関連予算案説明

令和４年1月

環境省中部地方環境事務所

１．地域脱炭素ロードマップの策定

1．国・地方脱炭素実現会議

○ 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。

○ 令和３年６月９日の第３回会議において、「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

●構成メンバー

＜政府＞　内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）
内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
＜地方自治体＞　長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

●開催経緯

第１回　令和２年12月25日　ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組
第２回　令和３年４月20日　ロードマップ骨子案
第３回　令和３年６月９日　　ロードマップ決定
※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（４回）や関係団体との意見交換等を実施

●内閣官房HP（会議資料・議事録等掲載）：国・地方脱炭素実現会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/

2．地域脱炭素ロードマップのキーメッセージ

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める

② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる

③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

経済・雇用
再エネ・自然資源
地産地消

快適・利便
断熱・気密向上
公共交通

循環経済
生産性向上
資源活用

防災・減災
非常時のエネルギー源確保
生態系の保全

✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**

✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**
(2015年度)

✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

3．地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
  ①2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
  ②全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- ３つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）

「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

２．脱炭素先行地域の選定について

1．脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向けて 、民生部門 家庭部門及び業務その他部門 の電力消費に伴う CO 2 排出の実質ゼロを実現し 、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても 、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で 、「 実行の脱炭素ドミノ 」のモデル となります 。

「地域脱炭素ロードマップ 」では 、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり 、環境省を中心に国も積極的に支援しながら 、少なくとも 100 か所の脱炭素先行 地域で 、2025 年度までに 、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ 、2030 年度までに実行し 、これにより 、農山漁村 、離島 、都市部の街区など多様な地域において 、地域課題を同時解決し 、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしております 。

2．脱炭素先行地域の範囲の類型

脱炭素先行地域の範囲は、行政区、集落、同一の制御技術等で電力融通やエネルギー需給の最適運用を行う施設群など様々です。地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられますが、複数の類型を含むものや、ここに示されていない類型を対象とすることも可能です。また、脱炭素先行地域は、複数の地方自治体が連携して取り組むことも可能です 。

▼想定される類型の例

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島
	観光エリア・自然公園等
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）

３．脱炭素先行地域の選定プロセス

環境省

（１）提案者

・地方自治体（市区町村、都道府県等）

・複数の地方自治体の共同提案

・地方自治体、民間企業、大学等の共同提案

※いずれも、**提案者に地方自治体が含まれていることが必要**です。

（２）公募の回数及び時期

脱炭素先行地域については、2025 年度までに少なくとも 100 か所を選定することを予定しており 、 年 2 回程度の募集を予定しています 。

（３）選定プロセス

環境省本省が脱炭素先行地域の計画提案を募集し、応募地方自治体は管轄する地方環境事務所に計画提案書を提出します。地方環境事務所では、必要に応じ地方支分部局への意見照会を行った上で環境省本省に回付し、環境省本省が設置する有識者会議「脱炭素先行地域評価委員会」（以下「評価委員会」という。）にて評価を行います。

（参考）選定プロセスフロー

▼選定プロセス　フロー

脱炭素先行地域の募集

↓

地方環境事務所に計画提案書を提出

↓

地方環境事務所による確認・関係地方支分部局への意見照会（※）

↓（※）各省庁の制度や補助事業の活用が含まれている場合

地方環境事務所から環境省本省へ回付

↓

評価委員会による評価（ヒアリングの実施）

↓

環境省による脱炭素先行地域の選定・公表

４．脱炭素先行地域の選定の考え方

脱炭素先行地域の選定にあたっては、 地域脱炭素ロードマップを踏まえ、脱炭素先行地域に相応しい再エネ 導入量や当該地域のある地方自治体での再エネ発電量の割合等のほか、地域の課題解決と 脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等の観点から評価を行い、評価の高いものを選定します 。

具体的には、次に示す脱炭素先行地域の選定要件ごとに、必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、脱炭素先行地域の範囲の類型等に応じて多様な地域を環境省が選定します 。

※脱炭素 先行地域の要件（確認事項・評価事項）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の対象事業とは異なりますので、御留意ください。
詳細は、今後公表予定の当該交付金の交付要綱を確認ください。

４．選定の要件と確認事項・評価事項

環境省

脱炭素先行地域の選定に係る要件

①－１ 2030 年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2 排出の実質ゼロを実現すること

①－２ 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2 やCO2 以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも１つ以上の取組を実施する計画となっていること）

② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入

③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上

④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定

⑤ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）

⑥ 取組の進捗管理の実施方針及び体制

⑦ 改正地球温暖化対策推進法に基づく実行計画の策定等

4．選定の要件と確認事項・評価事項

（①－１）2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門 家庭部門及び業務その他部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること

【確認事項】

脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の実績値を集計又は推計し 、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び民生部門による省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること

Ⓐ民生部門の電力需要量 ≦ Ⓑ再エネ等の電力供給量 ＋ Ⓒ省エネによる電力削減量

（※）固定価格買取制度（FIT制度）を利用して発電・売電される電力を脱炭素先行地域内で消費する場合は、環境価値が付加された状態で調達されたものを除き「再エネ等の電力供給量」には含まない。

▼CO2排出実質ゼロのイメージ

▼確認事項の該当性の確認方法については、脱炭素先行地域づくりガイドブックP13～16をご確認ください

４．選定の要件と確認事項・評価事項

環境省

（①－１）2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門 家庭部門及び業務その他部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること

【評価事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が大きいこと。
- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方自治体内で発電する再エネ電力量の割合を、可能な限り高くすること。
- 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

４．選定の要件と確認事項・評価事項

環境省

（①－２）地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも１つ以上の取組を実施する計画となっていること）

【確認事項】

地域特性に応じ、民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも一つ以上であること

【評価事項】

- 地域特性に応じ、温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと
- 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

「地域特性に応じた温暖化対策の取組」算定イメージ

取組ごとのCO2排出量の削減量を算定し、積み上げてください。

地域特性に応じた温暖化対策の取組によるCO2削減量（t-CO2/年）	＝	取組ａによるCO2削減量（t-CO2/年）	＋	取組ｂによるCO2削減量（t-CO2/年）	・・・＋

４．選定の要件と確認事項・評価事項

環境省

（①－２）地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも１つ以上の取組を実施する計画となっていること）

【取組の例】

- 再エネ熱の利用 太陽熱や地中熱やバイオマス、下水熱等
- 自家用車・社用車・公用車・タクシー・短距離用配送車両・バス・廃棄物収集運搬車等へのEV/PHEV/ FCV の活用などゼロカーボンドライブの推進
- 再エネ活用型データセンターの設置 ・ 運営
- 農林水産業における取組 スマート農林水産業 、 農業水利施設 、 園芸施設の省エネ 、雪氷熱等の自然のエネルギーを利用した栽培方法 、 農山漁村再エネ等
- 再生材や再生可能使用資源等のプラスチック資源循環の総合的な推進や食品廃棄ゼロエリアの創出
- 森林や里山 、 都市公園 ・ 緑地等の地域の自然資源を適切に整備 ・ 保全することによる 、林業の活性化 、 CO 2 吸収量の 確保　等々

４．選定の要件と確認事項・評価事項

② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入

【確認事項】

- 再エネ情報提供システム（REPOS）等を活用し、地域の特性に応じ、再エネ賦存量を確認し、経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること。

【評価事項】

- 実地調査や衛星写真を使用した調査（ＦＳ調査等）を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していること。
- 合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること。
- 脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きな計画であること。

再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]
https://www.renewable-energyotential.env.go.jp/RenewableEnergy

４．選定の要件と確認事項・評価事項

環境省

③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上

【確認事項】

- 地域の産業、暮らし、交通、公共等の分野で、その地域の強みを生かし、**地方創生に寄与する取組**であること。
- 取組を通じて得られる地域経済効果（直接的効果、波及効果）、防災効果、暮らしの質の向上などに係る効果について、定量的・定性的に記述されていること。

【評価事項】

- 具体的な取組とその効果が適切なKPI によって明示されていること（例えば、以下に掲げる観点）
  - ・頻発・激甚化する災害に強い地域づくり（国土強靱化・レジリエンス向上）
  - ・発電による収益等の地域内還元（地域ビジネス創生、生物多様性保全）
  - ・地域の木材や森林などの自然資源を持続的に生かした取組
  - ・都市全体における持続可能なまちづくり（都市のコンパクト化、公共交通の利用促進、グリーンインフラの活用等）
  - ・将来世代を含む地域住民の健康の維持と暮らしの改善（Well-being の実現）
  - ・地域住民の行動変容と地域特性に応じた有機性廃棄物等の資源循環及び廃棄物エネルギー利活用時の熱利用高度化等の促進や、プラスチック資源の分別収集・リサイクル等
- 効果の大きさ・広がり、独創性等の度合いが大きいものであること

４．選定の要件と確認事項・評価事項

④　先行地域の範囲・規模の特定

【確認事項】

- 各エリアの特性を踏まえつつ、具体的に脱炭素先行地域の範囲を特定すること。
- 施設群の類型に該当するものは、それらの場所を具体的に特定し、エネルギー管理の一元化を検討していること。

【評価事項】公共施設以外の民生部門の施設を幅広に対象としていること。

参考：脱炭素先行地域の設定のあり方

４．選定の要件と確認事項・評価事項

⑤　計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）

【確認事項】

- 計画に記載すべき内容が、具体的であること。（計画に不確実性がある場合でも、少なくとも５年程度の具体的な取組及びその後の取組の方針が記載されていること）
- 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること。
- 各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること。
- 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られる見込みであること。

【評価事項】

- 関係者間における体制が具体的に構築されていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されていること。その際、地域の企業や金融機関等との連携がなされていること。
- 脱炭素に関する取組（国の制度に採択された取組、国の補助事業等に採択された取組、独自条例に基づく取組、民間企業等と連携した取組等）を実施した実績がある、又は、現在実施しており、脱炭素先行地域の計画を着実に実行できる経験を有すること。

４．選定の要件と確認・評価事項

⑥　取組の進捗管理の実施方針及び体制

【確認事項】

事業の進捗管理の実施方針が示され、かつ、進捗管理の体制が示されていること。

【評価事項】

アクションプランの策定や外部有識者を含めた体制構築など複層的な進捗管理・評価の体制となっていること。

４．選定の要件と確認・評価事項

⑦　改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

【確認事項】

- 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第54 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和３年10 月22 日閣議決定）に即して、速やかに、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を改定するとともに、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していること。
- 上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期の目安を示すこと。

【評価事項】

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）で定める（又は定める予定の）目標が、改定後の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和３年10 月22 日閣議決定）の目標（2013 年度を基準として、2030 年度までに50%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）で定める（又は定める予定の）目標が、改定後の地球温暖化対策計画の目標（2030 年度に2013 年度から46%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること。
- 改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定している、又は設定する方針が示されていること。

5．申請書への記載事項

脱炭素先行地域に応募する地方自治体は、脱炭素先行地域の選定の考え方を踏まえ、選定要件ごとに取組内容を記載した計画提案資料を提出することとなります。具体的には、脱炭素先行地域募集要領に定める計画提案書様式1及び様式2を提出してください。なお、脱炭素先行地域の選定を受けようとする期間は、当該先行地域における取組を実施する全ての期間最長2030年度までとします 。

第１回 脱炭素先行地域計画提案書（様式１）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方自治体名
（共同で提案を行う者の名称）

提案全体のタイトル	〇〇〇〇
提案者	〇〇〇〇 ※１ 複数の地方自治体が共同で提案する場合には、代表となる提案者に◎を付すこと。 ※２ 企業や大学等と共同で提案する場合は、代表となる提案者は地方自治体とし、◎を付すこと。
担当者・連絡先	担当者の所属□〇〇〇〇 ※□複数の地方自治体が共同で提案する場合には、取りまとめ担当者（必ず、地方自治体の担当者にすること）を記載すること。 氏名□〇〇〇〇 電話番号□〇〇〇〇 FAX 番号□〇〇〇〇 メールアドレス□〇〇〇〇

様式２：脱炭素先行地域計画提案概要

「自治体名」：「タイトル」

１．全体構想

以下について、簡潔に記載してください。
・提案地方自治体の概況、温室効果ガス排出の実態、地域課題
・これまでの脱炭素に関する取組
・2030年までに目指す地域脱炭素の姿

２．脱炭素先行地域における取組

以下について、適宜、図や表を用いて簡潔に記載してください。
・対象とする地域の概況
・脱炭素先行地域の再エネポテンシャルの状況
・民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロの取組
・民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組
・脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果

- 適宜、図や画像を使用すること。
- ページは適宜追加して差し支えない（最大３ページ程度）
- 記載内容・分量に応じ、適宜、枠の幅を変更して差し支えない。
- 青字で記載されたリード文は、提出時は削除すること。
- 本様式によらず、独自の概要資料を作成しても差し支えない。

３．実施スケジュール

各年度の取組概要とスケジュールを、適宜、図を用いて記載してください。

４．推進体制

地方自治体内部の推進体制、需要家、再エネ発電事業者、企業、金融機関等との連携体制を、適宜、図を用いて記載してください。

各年度の選定及び 進捗管理・評価イメージ

６．第１回公募スケジュール

（１）募集期間（第１回）

令和４年１月25 日（火）～２月21 日（月）

（２）募集締切

令和４年２月21 日（月）17 時必着

＊締切後の提出は認めません。なお、災害等の事由から締切までの提出が困難な場合は、事前に中部地方環境事務所に相談ください。

（３）計画提案書の様式

様式１：脱炭素先行地域計画提案書

様式２：脱炭素先行地域計画提案概要

（４）提出方法

次の通り電子メールで提出ください。

＜電子メールによる提出＞

※メール件名は、「【提出】（６桁の都道府県・市区町村コード）（提出日４桁）（提案者名）脱炭素先行地域提案資料」とすること。

３．地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

環境省

【令和４年度予算（案） 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1．脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること　等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

2．重点対策加速化事業への支援

（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業　原則２／３※　重点対策加速化事業　２／３～１／３等）

※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部３／４

■交付対象　地方公共団体等

■実施期間　令和４年度～令和１２年度

4. 事業イメージ

<参考：交付スキーム>

①地方公共団体のみが事業を実施する場合　国 → 地方公共団体

②民間事業者等も事業を実施する場合　国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室　電話：03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）
対象事業	**（１）CO2排出削減に向けた設備導入事業　（①は必須）** **①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）** 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス　等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱　等 **②基盤インフラ整備** 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム　　等 **③省CO2等設備整備** 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高機能・高効率換気・空調、コジェネ等） **（２）効果促進事業** （１）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等	**①～⑤のうち２つ以上を実施　（①又は②は必須）** **①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電** （例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業） **②地域共生・地域裨益型再エネの立地** （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） **③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導** （例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業） **④住宅・建築物の省エネ性能等の向上** （例：ZEH、ZEH＋、既築住宅改修補助事業） **⑤ゼロカーボン・ドライブ**※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る （①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。）
交付率	原則２／３　※①（太陽光発電設備除く）及び②について、財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	２／３～１／３、定額
事業期間	おおむね５年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	

1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の全体構成

環境省

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

I. 脱炭素先行地域づくり事業

○2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実施し、脱炭素ドミノの起点となる取組に対して支援

(1)CO2排出削減に向けた設備等導入事業

①再エネ設備整備　　：太陽光、風力、中小水力、地熱発電、地中熱利用　等
②基盤インフラ整備　　：自営線・熱導管、蓄電池　等
③省CO2等設備整備　：ZEB・ZEH、電動車、高機能・高効率空調　等

(2)効果促進事業

(1)①～③と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等

II. 重点対策加速化事業

○2030年46%削減目標に向けて、地方公共団体が目標を掲げ、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年度にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対して支援

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
②地域共生・地域裨益型再エネの立地
③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
④住宅・建築物の省エネ性能等の向上
⑤ゼロカーボン・ドライブ

※Ⅰ、Ⅱともに、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に即した地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）を策定（改定）すること、又は策定（改定）の予定時期の目安を示すことを要件とする。

2 交付金の交付の流れ

交付パターン	支援フロー	備考
① 地方公共団体への交付	国 → 都道府県又は市区町村	-
地方公共団体への間接交付	国 → 都道府県 → 市区町村	・都道府県が市区町村に対して上乗せ補助（協調補助）を行う場合が該当
② 民間企業への間接交付	国 → 都道府県又は市区町村 →（地方公共団体との連携協定または入札等により交付）→ 民間企業	・公共施設等でのPPA、リース事業 ・民間企業に交付する場合が該当
③ 個人への間接交付	都道府県又は市区町村 →（地方公共団体の補助制度により交付）→ 個人	・太陽光発電設備、ZEHやEV補助等が該当

※これらの組み合わせなど、上記のフロー以外のケースも考えられる。

脱炭素先行地域づくり事業

3　脱炭素先行地域づくり事業の概要

環境省

＜脱炭素先行地域づくり事業＞

交付要件	・脱炭素先行地域に選定されていること（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ　等）。
事業内容	（１）CO2排出削減に向けた設備導入事業　　（①は必須） ①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）：地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱発電、地中熱、温泉熱　等） ②基盤インフラ整備：地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入（自営線・熱導管、蓄電池、エネマネシステム、充放電設備、再エネ由来水素関連設備　等） ③省CO2等設備整備：地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入（ZEB・ZEH、断熱改修、電動車、高機能・高効率空調、コジェネ等） （２）効果促進事業 （１）①～③と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等
交付率等	**原則２／３　※①（太陽光発電設備除く）及び②について、財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は3/4。②③の一部は定額**
上限額	**50億円**程度
事業期間	おおむね**５年程度**（最長2030年度まで）
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む ・改正地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に即した地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）を策定（改定）すること、又は策定（改定）の予定時期の目安を示すことが必要

３－１　脱炭素先行地域づくり事業の対象設備種・交付率等の例

環境省

項目	設備種の例	交付率等
(1)①再エネ設備整備	再生可能エネルギー発電設備（太陽光）	2/3
	再生可能エネルギー発電設備（風力、中小水力、バイオマス　等）	2/3 ※1
	再生可能熱・未利用熱エネルギー設備	
(1)②インフラ設備整備	蓄電設備、自営線、エネルギーマネジメントシステム	2/3 ※1
	蓄熱設備、熱導管	
	水素・バイオガス等設備　※CO２排出実質ゼロとなるものに限る	
	車載型蓄電池	定額 ※2
	充放電設備、充電設備、外部給電器	2/3 ※1
(1)③省CO2等設備整備	ZEH+、ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented）、ZEH-M	定額 ※3
	国のZEH基準を上回る基準（外皮性能の向上等）を満たす自治体独自の高性能住宅	定額 ※4
	既築住宅断熱改修	2/3
	新築建築物のZEB化、Nearly ZEB化（ZEB Ready、ZEB Oriented）	2/3（上限5億円）
	既存建築物のZEB化、Nearly ZEB化（ZEB Ready、ZEB Oriented）	
	既存建築物の省CO2改修	
	EV・PHEVカーシェア事業	定額 ※5
	EVパッカー車、グリーンスローモビリティ、EVバス（白ナンバー）	2/3
	高効率換気設備、高効率空調設備、高効率給湯器、高効率照明機器、コジェネレーション	
	融雪設備、水素・バイオガス利活用設備	
(2)効果促進事業	例：省CO2診断、アプリ開発等	2/3 ※6

- 熱利用や民生部門の電力以外の電力消費のために設備を導入する場合は、当該設備導入が選定された当該先行地域の要件1-2に寄与するものであること。
- 上表は例示であり、今後の交付要綱等の制定過程において、より詳細に補助対象種・交付率等や要件を決定していくこととしており、一部変更が生じうる。

※1　財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は3/4
※2　例：EVの場合は蓄電容量×1/2×4万円/kWh（令和３年度補正予算CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）
※3　ZEH+は100万円/戸、ZEHは55万円/戸、ZEH-Mは40万円/戸（3層以下の場合。4～20層は2/3。）
※4　ZEH（又はZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能等の基準を満たす高性能住宅を対象に、かかりまし費用の一部を定額（上限140万円/戸）上乗せ交付
※5　EVカーシェア事業は100万円、PHEVカーシェア事業は60万円（ただし車体価格の1/3の方が低い場合はその額）
※6　交付対象経費の上限は、事業費全体の1/10

重点対策加速化事業

4　重点対策加速化事業の概要

環境省

＜重点対策加速化事業＞

交付要件	・本事業による再エネ導入予定量が1MW以上であること（中核市未満の市町村は0.5MW以上）（※）。
事業内容	【原則、①②のいずれか必須かつ①～⑤のうち２つ以上（※）】 ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 （例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業） ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 （例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業） ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 （例：ZEH、ZEH＋、既築住宅改修補助事業） ⑤ゼロカーボン・ドライブ（注：再エネとセットでEV等を導入する場合の補助） （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業）
交付率等	**２／３～１／３、定額**
上限額	２０億円程度
事業期間	おおむね５年程度（各自治体１計画のみ）
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む ・改正地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に即した地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）を策定（改定）すること、又は策定（改定）の予定時期の目安を示すことが必要

※　国の目標を上回る目標又は国の基準を上回る要件に対して行われる事業は単独実施を可とし、規模要件は適用しない。
(a)政府実行計画に示された目標を上回る目標に対して行われる再エネ設備等整備事業
・2030年度までに設置可能な自治体が保有する建築物（敷地を含む）の約50%超に太陽光発電設備を導入する計画に基づく事業
・新規導入・更新する公用車全てをEV/PHEVとし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までにEV/PHEVとする計画に基づく事業
(b)国の基準を上回る要件を満たす再エネ設備等整備事業
・国のZEH基準を上回る基準（外皮性能の向上等）を満たす性能の住宅への補助事業

４－１　重点対策加速化事業の対象設備種・交付率等の例

環境省

項目	設備種の例（●：主な付帯設備として想定）	交付率等
①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、公共設置）	1/2
	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、民間設置）	5万円/kW
	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、個人設置）	7万円/kW
	●エネルギーマネジメントシステム、自営線	2/3
	●蓄電設備（公共設置）	2/3
	●蓄電設備（民間設置）	7万円/kWh
	●蓄電設備（個人設置）	5.5万円/kWh
	●車載型蓄電池	定額 ※1
	●充放電設備、充電設備	1/2
	●外部給電器	1/3
②地域共生・地域裨益型再エネの立地	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電以外）	2/3
	再生可能熱・未利用熱エネルギー設備	2/3
	●蓄熱設備、熱導管	2/3
	（そのほか、太陽光発電設備や付帯設備は①と同様）	（①と同じ）
③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導	新築建築物のZEB化	3/5 (上限5億円)
	新築建築物のNearly ZEB化	1/2 (上限5億円)
	新築建築物のZEB Ready、ZEB Oriented	1/3 (上限5億円)
	既存建築物のZEB化、Nearly ZEB化（ZEB Ready、ZEB Oriented）	2/3 (上限5億円)
	既存建築物の省CO2改修	1/3 (上限5億円)
	高効率換気設備、高効率空調設備、高効率給湯器、高効率照明機器、コジェネレーション、融雪設備	1/2
④住宅・建築物の省エネ性能等の向上	ZEH+、ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented）、ZEH-M	定額 ※2
	国のZEH基準を上回る基準（外皮性能の向上等）を満たす自治体独自の高性能住宅	定額 ※3
	既築住宅断熱改修	1/3 (上限120万円)
	高効率換気設備、高効率空調設備、高効率給湯器、高効率照明機器、コジェネレーション	1/2
⑤ゼロカーボン・ドライブ	EV・PHEVカーシェア事業	定額 ※4
	EVパッカー車、グリーンスローモビリティ、EVバス（白ナンバー）	1/2
	車載型蓄電池	定額 ※1
	●充放電設備、充電設備	1/2
	●外部給電器	1/3

・上表は例示であり、今後の交付要綱等の制定過程において、より詳細に補助対象種・交付率等や要件を決定していくこととしており、一部変更が生じうる。
※1　例：EVの場合は蓄電容量×1/2×4万円/kWh（令和３年度補正予算CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）
※2　ZEH+は100万円/戸、ZEHは55万円/戸、ZEH-Mは40万円/戸（3層以下の場合。4～20層は1/3。）
※3　ZEH（又はZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能等の基準を満たす高性能住宅を対象に、かかりまし費用の一部を定額（上限140万円/戸）上乗せ交付
※4　EVカーシェア事業は100万円、PHEVカーシェア事業は60万円（ただし車体価格の1/3の方が安い場合はその額）

留意事項

5　留意事項

- 地域脱炭素ロードマップにおいては、地域の脱炭素を実現していくため、国が支援を行うに当たっては、関係府省庁において脱炭素関連対策への重点化を図り、府省庁間で連携しつつ各分野の施策に着実に取り組むこととしている。また、本交付金は、エネルギー対策特別会計として計上していることから、エネルギー起源CO2の排出削減に資するものが対象であり、非エネルギー起源CO2やメタン、一酸化二窒素、HFC等の排出削減対策や、吸収源対策は対象外としている。本交付金の対象外としている技術・設備について、他の補助金等において補助対象としている可能性があるため、ガイドブックの参考資料に掲載を予定している他の補助金等を確認していただきたい。
- 地域脱炭素ロードマップにおいて、地域脱炭素の取組は、今ある技術を適用して、再エネ等の地域資源を最大限活用することで実現できるとされていることを踏まえ、本交付金の導入対象設備は、既存の技術を対象としており、実証段階の技術・設備については対象外であり、他の補助金や研究費等を活用いただくことを想定している。
- 本交付金の補助対象事業について、国からの別の補助金・交付金等を充当することはできない。また、本交付金で整備した再エネ設備が、FIT、FIP制度や自己託送を利用することはできない。
- 本交付金では、本交付金で整備・導入を予定している各種設備の整備・導入にかかわる調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含んでいる。また、脱炭素先行地域や重点対策の基本構想づくりなど、計画の検討段階においては、必要に応じて「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用いただきたい。

交付の流れなど

6－1　交付手続きの注意点

環境省

- 交付申請について：
  - 脱炭素先行地域づくり事業において、複数自治体が共同で先行地域の選定を受けることも可能であるが、交付手続き（交付申請・交付決定）についてはそれぞれの自治体がそれぞれ手続きをしていただくことを想定している。
- 交付決定前着手：
  - 交付金事業計画に掲載された事業の実施に当たっては、環境省からの交付金の内示後、交付決定前に事業着手が行えるよう検討中
- 柔軟な事業実施：
  - 事業間調整＝計画内の他事業に交付金の流用を可能とし、事業の進捗に応じた対応が可能。
  - 年度間調整＝年度間での国費率の調整を可能とし、返還や繰り越しの手続きが不要に。
- 事業の評価
  - 毎年度末の実績報告を環境省に提出
  - 計画の終了後、CO2削減効果等の目標の事後評価を環境省に提出

6－2 今後のスケジュール

	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
令和４年 １月下旬～２月下旬	脱炭素先行地域の公募に合わせて、 交付金事業計画（案）の申請受付	交付金事業計画（案）の申請受付
春頃	脱炭素先行地域の選定	
	交付金事業計画の承認 交付限度額の通知	交付金事業計画の承認 交付限度額の通知
	令和４年度交付額の内示	令和４年度交付額の内示
（その後順次）	交付申請→交付決定	交付申請→交付決定
	（年度内２回目の脱炭素先行地域の公募でも同様にスケジュールを想定）	（交付金事業計画の申請受付・承認は年度１回を想定。ただし、予算の執行残がある場合には、この限りではない）

再エネスタートポータルサイトについて

環境省

⇒再生可能エネルギー（再エネ）の導入をサポートするポータルサイト

再エネスタート

https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/

再エネ導入情報の参照や、自治体取組の発信にお使いください！

自治体の方へ

導入方法や事例知りたい方はこちらから！

自治体・団体・事業者の サイト掲載のお申込みはこちらから →

事例発信したい方はこちらから！

脱炭素先行地域づくりにご関心あれば…

まずは、

中部地方環境事務所

環境対策課まで

ご相談ください！

メール：REO-CHUBU@env.go.jp

電話：052-955-2134（直通）

４．関連予算について

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

環境省

【令和４年度予算（案）８００百万円（１，２００百万円）】
【令和３年度補正予算　　１，６５０百万円　】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

（１）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

（２）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

（３）地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　(1)間接補助（定率）, (2)間接補助（定率）, (3)委託事業

■補助・委託対象　(1)①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3)民間事業者・団体等

■実施期間　令和３年度～令和５年度　※（１）③は令和4年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

（１）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援
①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

（１）②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

（１）③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

（２）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

（３）地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

お問合せ先：　環境省大臣官房　環境計画課　電話：03-5521-8234、環境影響評価課　電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

環境省

（１）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助　①②③定率３／４
- ■補助対象　①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- ■実施期間　令和３年度～令和５年度　※（１）③は令和４年度～

4. 事業イメージ

出典:長野県気候危機突破方針

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

環境省

（２）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一体で実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
・事業体（地域新電力等）設立に必要となる需給管理システム、顧客管理体制の構築等
・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
・事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）

＜補助率について＞事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出
◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は２／３
◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合１／２
◆上記以外の場合１／３

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助（定率２／３、１／２、１／３）
■補助対象　地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
■実施期間　令和３年度～令和５年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：環境省　大臣官房環境計画課　電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課　電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

環境省

（３）地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

1. 事業目的

地域脱炭素の取組を全国に広げるため、地方環境事務所を核として地域に根ざした脱炭素の取組の具体化を図る。また、地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が、事業の実施に必要とする地域の中核人材等に対し、他の地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る。さらに、地域で実践した促進エリア設定時における特徴的な事例の収集や、促進エリア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。

2. 事業内容

① 地域人材に対する研修・コンサルティングやネットワーク構築を通じた活動支援

地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材を育成し、他地域の中核人材やこれから取り組む地域の人材とのネットワークや相互学習の体制を構築する。

② 促進エリア設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開

地域で実践した促進エリア設定時における特徴的な事例の収集や、促進エリア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。

③ 地方環境事務所における地域の脱炭素化実装に向けた支援事業

地方環境事務所が核となり、各省地方支分部局と連携して、地域の再エネの利用促進等のための取組や、地域の企業や外部有識者等と連携して、地域に根ざした脱炭素取組を推進する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託
- ■委託対象　民間事業者、団体等
- ■実施期間　令和３年度～令和５年度　※（３）③は令和４年度～

4. 事業イメージ

目指す人材像＝ 地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援

お問合せ先：　環境省　大臣官房環境計画課　電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課　電話：　03-5521-8235

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

【令和４年度予算（案）　2,000百万円（5,000百万円）】
【令和３年度補正予算　7,000百万円　】

環境省

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※１への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助※2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。

※１　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎　など）

※２　補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3　（注）共同申請する民間事業者も同様

※３　EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。

②：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業　①補助率1/3、1/2又は2/3　②1/2（上限：500万円/件）

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）

■実施期間　令和３年度～令和７年度

4. 支援対象

公共施設等

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備

③省CO2型設備等

お問合せ先：　環境省大臣官房環境計画課　電話：03-5521-8233　環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

【令和３年度補正予算額　1,000百万円】

環境省

地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

2. 事業内容

○　本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。

○　また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。

※　民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。

○　充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業（1/2、1/3、定額 ※一部上限あり）

■補助対象　　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　　令和３年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：　水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業

【令和３年度補正予算額　10,100百万円 】

環境省

消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大することにより、2030年温室効果ガス46%削減、食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大する。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（全国規模：補助率1/2（上限3億円）、地域規模：補助率2/3（上限1億円））、委託事業（効果検証）
- ■補助対象・委託先　民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間　令和３年度

4. 事業イメージ

対象となる“グリーンライフ”のイメージ

食
- 地産地消・旬産旬消の食材利用
- 販売期限間際の食品の購入
- 食べ残しの持帰り（mottECO）　など

住
- 高性能省エネ機器への買換え
- 節電の実施
- 再エネ電気への切替え　など

循環
- プラ製使捨てスプーン・ストローの受取辞退
- ばら売り、簡易包装商品の選択
- リユース品の購入
- リペア(修理)の利用　など

衣
- ファッションロス削減への貢献
- サステナブルファッションの選択
- 服のサブスクの利用　など

移動
- カーシェアの利用
- シェアサイクルの利用　など

※具体的にどういう場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室　　電話：0570-028-341